

用語解説

あ行

栄養教諭 P36 第4章 基本目標1 (1)―⑥

食に関する指導と学校給食の管理を一元的に行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う者として、平成17年度に文部科学省で創設されました。

陸稲（おかぼ） P24 第2章 2―(3)上の表

水田で栽培される水稲に対して、畑で栽培されるイネのことを言います。また前者を「みずほ」、後者を「おかぼ」ともよびます。陸稲は、水稲が栽培されているうちに、しだいに灌漑（かんがい）がすすみ、水がない土地でも育つものがみいだされてきたものと考えられています。

か行

神奈川県衛生統計年報 P15 第2章 1―(6)グラフ

厚生労働省が行う人口動態調査（出生・死亡・婚姻・離婚・死産等）を中心とした各種保健統計の神奈川県分について取りまとめたものです。

噛ミン30運動（カミングサンマル） P16、37 第4章 基本目標1 (2)―⑫

厚生労働省では、ひと口30回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミン30」を提唱しています。十分に歯・口を使う「食べ方」を通じて健康増進を図ろうというものです。

給食サービス P41 第4章 基本目標2 (1)―②

買い物ができない、火が使えない等の状態にあり他のサービスを利用しても日常の食生活に支障をきたしている、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に弁当の配達を行い、食生活の自立を図るとともに安否確認を行うサービスです。

教育ファーム P55 第5章 (2)―⑤

「体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上行うこと」と定義されています。子どもから大人まで生産者の指導のもと、「種まきから収穫まで」の一連の農作業を体験します。

健康寿命 P57 第5章 (4)

WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から病気や認知症などによる介護期間を差し引いた、健康で活動的な期間のことをいいます。

県人会活動 P42 第4章 基本目標2 (3)―⑨

平成19年に市内で初めて設立された「長野県人会」をはじめ、続々と各県人会が設立されました。平成21年5月には各県人会の活性化並びに相互の連携強化、新たな地域コミュニティの確立を目的として、14県人会が参加し「秦野市県人会連合会」が設立されました。「たばこ祭り」「市民の日」などでは、各県人会ブースが設置され、物産品等が販売されています。また、「秦野市県人会のつどい」では、郷土の芸能が披露されるなど“お国自慢”が繰り広げられています。

国際理解講座 P42 第4章 基本目標2 (3)―⑨

市内に住む外国人と秦野市民との相互理解と親善交流を促進するため、秦野市国際交流協会が開催している講座です。その国の言語や文化、料理等に触れることで外国の理解を深めています。

コンセプト P5 第1章 2計画の趣旨

1次計画（平成18年）と比較し、新しい視点、意味づけを与えて主張するために基本概念や基本理念という意味で使われています。

コンポスト P50 第4章 基本目標3 (2)―⑦

地中の微生物の働きで家庭から出る生ごみを発酵・分解し、家庭で手軽に堆肥に再生できる容器です。地上に設置するタイプと地面に埋め込むタイプがあり、堆肥は菜園や花壇などの土壌改良剤として活用できます。

さ行

里地里山保全活動 P23 第2章 2―(3)

里山保全活動の内容は、森林内の下草刈り、間伐（木の伐採）、枝打ち、落ち葉かきなどです。実施するときれいで健康な森林になります。健康な森林は、生き物の活動も盛んなので、水をたくさんたくわえることができます。

市民農園 P58 第5章 (5)

都市部の市民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・農協・農家・NPO法人などから借りる小規模の畑を指します。

シェア P23 第2章 2―(3)

市場占有率ともいいます。ある特定の市場全体の中で、ある企業の商品が一定の範囲（地域、期間）内においてどのくらいの割合を占めているのかを示す比率です。

腎臓のネフロン、糸球体数 P15 第2章 1－(6) 成人病胎児期発症説の用語説明内

腎臓には「糸球体」と呼ばれるろ過器と「尿細管」と呼ばれる必要なものと不必要なものをふるい分ける細長い管があり、それらを1組にして「ネフロン」と呼んでいます。ネフロンは片方の腎臓に100万個、もう片方に100万個ありますが、ネフロンが減少すると過剰労働を強いられ腎機能障害が起こりやすくなります。

膵臓のインスリン P15 第2章 1－(6) 成人病胎児期発症説の用語説明内

食事によって血液中のブドウ糖が増えると、膵臓からインスリンが分泌され、血糖値を調整する働きがあります。体内で栄養不足にさらされた胎児は、とりこんだ栄養を節約して使うように体内の代謝系が変わります。少ない栄養でも生きていけるようになり、生まれたあとの栄養状態がよければよいほど、太りすぎや成人病などを起こしやすい体質をもって一生を過ごすこととなります。

健やか親子21 P32 第3章 3 成果指標 (2)－②

「健やか親子21」は21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示し、みんなで推進する国民運動計画です。母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるために基盤となるものです。

- ① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ② 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- ③ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

の4つを柱としており、21世紀初頭における母子保健の国民運動計画として2001～2014年がその計画期間となっています。

た行

丹沢はだの名水そだち P49 第4章 基本目標3 (1)－①

四季折々の秦野の農産物に関する地産地消の情報誌です。安心、安全な品質保持農産物生産の現状や、市農産物ブランド化推進事業、地産地消月間活動、市民農園情報、はだの産農産物応援サポーターの活動情報など、生産者からの活力ある秦野のくらしや秦野の良さを紹介しています。

低出生体重児 P14 第2章 1－(6)

出生体重2500g未満の児。中でも、出生体重1500g未満の児を極低出生体重児、1000g未満の児を超低出生体重児といいます。

特定健康診査と特定保健指導 P37 第4章 基本目標1 (2)―①

国のメタボリックシンドローム対策の柱として平成20年4月から、40～74歳までの医療保険加入者（妊婦などを除く）を対象に導入された新しい健康診断のことです。糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としています。メタボリックシンドロームの診断基準に沿って、複数のリスクを持つ受診者に対しては、管理栄養士などによる特定保健指導が行われます。

な行

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム） P12 第2章 1－(4)

内臓脂肪型肥満やこれに加え、高血糖、高血圧または脂質代謝異常を重複して発症している状態をいいます。

ま行

満期産（正期産） P14 第2章 1－(6)

在胎37週以上より42週未満（すなわち37週目から41週6日まで）での出産のことをいいます。在胎37週未満の出産を早（期）産、在胎42週以上の出産を過期産といいます。

ミニデイサービス P41 第4章 基本目標2 (1)―②

老人いこいの家及び未広ふれあいセンターで、家に閉じこもりがちな高齢者（65歳以上で介護保険法に基づく要介護・支援認定者を除く）の方を対象に、健康チェック、食事、趣味活動、レクリエーション等を実施し、社会的孤立感の防止や健康増進を図っています。

免疫 P21 第2章 2－(2)

からだが自己にとって健全な成分以外のものを識別して排除する防衛機構のことです。感染症などに一度かかると、二度目は軽くすんだり、まったくかからなくなったりすることをいいます。

顆粒球、マクロファージ、樹状細胞、リンパ球（T細胞とB細胞）などがあげられます。

顆粒球、T細胞、B細胞は血液中を流れていて、まとめて白血球と呼ばれます。免疫細胞は赤血球や血小板とは見た目も働きも全く違いますが、同じ血液細胞の仲間です。

これらの血液細胞はすべてが同じ造血幹細胞からつくられます。

造血幹細胞は、胎児のときは肝臓に、生まれてからは骨髄にあります。T細胞だけは胎児期も、生まれてからも胸腺という臓器でつくられます。胸腺というのはT細胞をつくるためだけにあるといってよい臓器で、心臓の少し上にあって、ヒトの場合は子供の頃に一番大きくなり、思春期以後年齢とともに小さくなっていきます。

免疫の働きは、沢山の細胞の共同作業によるものです。

は行

BMI 指数（ボディ・マス・インデックス） P12 第2章 1－（4）

成人の体格判定に用いられる国際的な肥満度を測る指数です。

$$\text{BMI 指数} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

医学的にも最も病気が少ない数値として22を標準とし、18.5未満をやせすぎ、25以上は肥満として示されます。

BMI にあった妊娠中の望ましい体重増加量 P54 第5章 （1）－②

厚生労働省「妊産婦の食生活指針」に望ましい体重増加量が示されています。

妊娠中の望ましい体重増加量は、妊娠前の体型によっても異なります。

体格区分	BMI	推奨体重増加量
低体重（やせ）	18.5未満	9～12kg
ふつう	18.5以上25.0未満	7～12kg
肥満	25.0以上	個別対応（主治医の指示）

「食事バランスガイド」とは？

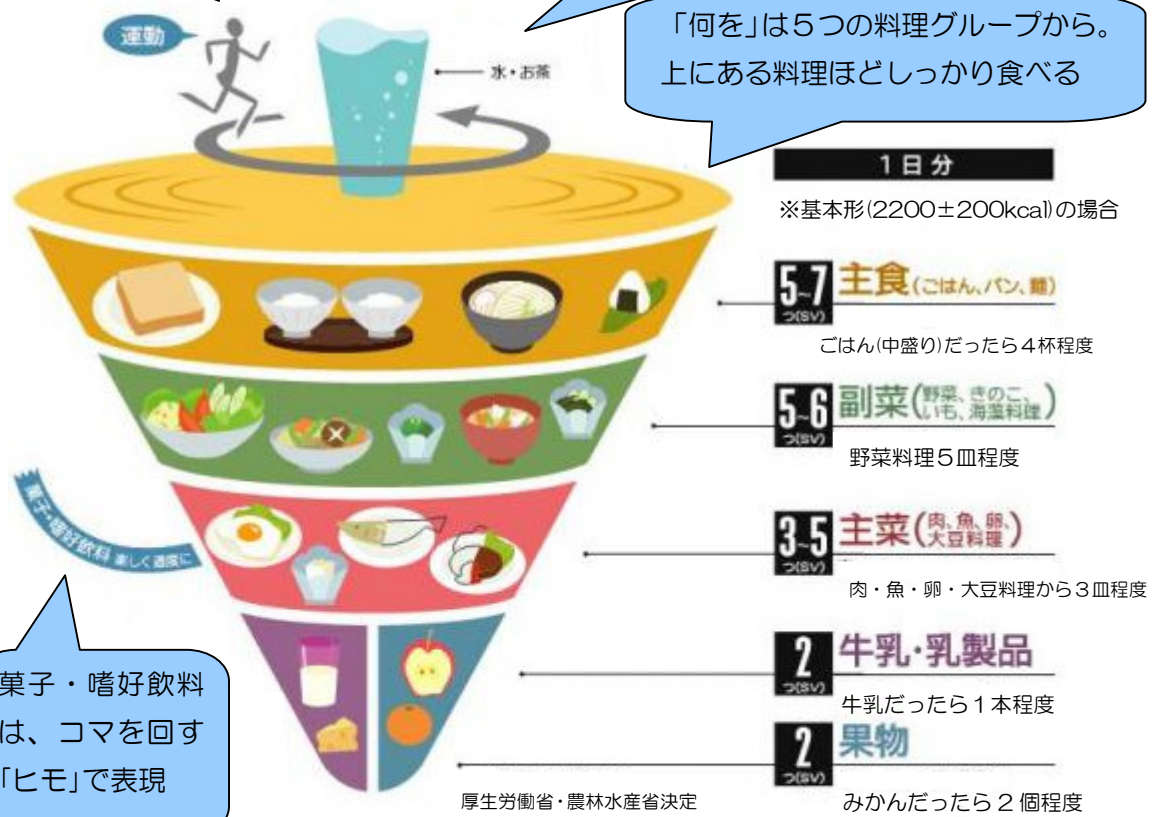
「食事バランスガイド」とは、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良
いかをコマをイメージしたイラストで示したものです。

バランスよく食べて、運動をするとコマは安定して回りますが、食事のバラ
ンスが悪いとコマは崩れてしまいます。あなたのコマはうまく回っていますか？

運動することによって、コマが
安定して回転することを表現

水分をコマの軸とし、食事の中で
欠かせない存在であることを強調

「何を」は5つの料理グループから。
上にある料理ほどしっかり食べる



SV とはサービング(食事の提供量の単位)の略

「食事バランスガイド」は健康な方々の健康づくりを目的に作られたものです。糖尿病、高血圧などで医師や管理栄養士から食事指導を受けている方は、その指示に従ってください。

出典：農林水産省「食事バランスガイドについて」

http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/

食育おうえんガイド（関係機関一覧）

項目	教室名など	問合せ先 (電話番号・HPアドレス等)
赤ちゃんや子どもの食育、秦野市の食育について	マタニティクッキング 離乳食セミナー、幼児食と歯のセミナー 各乳幼児健康診査などについて 各種相談の受付	健康子育て課 親子健康班 ☎82-9604
はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）について	各種相談の受付	健康子育て課 親子健康班 ☎82-9604
学校給食について	各種相談の受付	学校教育課 保健給食班 ☎84-2785
農業体験・収穫体験	親子地場産野菜教室	農産課 農業支援班 ☎81-7800
	掘り取り観光（落花生、サツマイモ、みかん）	農産課 農業支援班 ☎81-7800
	いちご狩り	農産課 農業振興班 ☎82-9626
	農園ハイク	農産課 農業支援班 ☎81-7800
	ブルーベリー狩り・観光花園	JAはだの営農課 ☎81-7718
直売所・朝市について	JAはだの丹沢農産物直売所 場所：県立秦野戸川公園内土、日、祝 13：00～	JAはだの営農課 ☎81-7718
	JAはだのじばさんず 毎日（1/1～1/3を除く）9時～18時	JAはだのじばさんず ☎81-7707
秦野の農産物をつかった料理について	お皿にいっぱい秦野の味～アイデア料理コンテスト	秦野市食生活改善推進団体 ☎87-1944
	『はだのっ子が考えた地産地消アイデア料理を食べよう月間』	農産課 農業支援班 ☎81-7800
	『はだの日和～地場産野菜フードガイド～』（本）	秦野市食生活改善推進団体 ☎87-1944
	ふるさと料理教室『伝えたいはだのふるさと料理』（本）	JAはだの生活福祉課 ☎81-7707
	うちほおのうめえもん、食ってってけえろ～秦野の農村レストラン	農産課 農業支援班 ☎81-7800
	はだの野菜ヘルシー料理講座	健康づくり課 ☎82-9603

項目	教室名など	問合せ先 (電話番号・HPアドレス等)
生活習慣病予防の料理教室について	スリムアップバランス料理講座等	健康づくり課 ☎82-9603
高齢期の食事について	出前栄養講座、ミニデイサービスなど	高齢介護課 在宅高齢者支援班 ☎82-7394
食中毒情報や食の安心・安全の対策について	かながわ食の安全・安心相談ダイヤル かながわの食の安全・安心ホームページ	専用ダイヤル☎045-210-4685 (神奈川県庁 食品衛生課) 秦野保健福祉事務所 食品衛生課 (☎82-1428)
食品衛生責任者について	食品衛生責任者養成講習会 公益社団法人 神奈川県食品衛生協会ホームページ	秦野伊勢原食品衛生協会 (秦野保健福祉事務所内) ☎85-6260
食育のボランティアについて	秦野市食生活改善推進員養成講座	健康づくり課 ☎82-9603
野菜・花づくり・農産加工品について	はだの市民農業塾	農産課 農業支援班 ☎81-7800 JAはだの営農課 ☎81-7718
	市民農園 (ふれあい農園、さわやか農園、コミュニティ農園)	都市農業支援センター ☎81-7800
	市内堆肥供給リスト	JAはだの営農課 ☎81-7718
	各種相談の受付	都市農業支援センター ☎81-7800
秦野市の特産品やお土産について	はだの名産品のれん街 (ホームページ)	秦野市観光協会 ☎82-8833
	丹沢のぼる商店 (ホームページ)	秦野市観光協会ホームページ
	秦野市地域ブランド育成事業	秦野商工会議所ホームページ ☎81-1355
	はだの旨いものマップ	

秦野市食育推進協議会の設置に関する要綱

(平成23年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における食育の推進に必要な事項を協議・検討するため、秦野市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 食育推進計画の策定及び実践に関すること。
- (2) 食育推進計画の実践に係る評価に関すること。
- (3) その他食育の推進のために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 小中学校等教育関係の職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の会議において議決を要する場合は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償等の支給)

第7条 委員又は前条第4項に定める者が協議会の会議に出席したときは、予算に定める範囲内において、報償その他費用弁償を支給する。ただし、神奈川県職員又は本市の職員である場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康子育て主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 本市が実施する食育に係る事業の連携・推進に関すること。
- (2) 食育推進に係る計画の情報収集等に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部健康子育て課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

別表

座 長	こども健康部	健康子育て課長
副座長	こども健康部	健康づくり課長
	環境産業部	農産課長
	教育部	学校教育課長
委 員	政策部	企画課長
	くらし安心部	市民自治振興課長
		広聴相談課長
	福祉部	高齢介護課長
	こども健康部	保育課長
	環境産業部	清掃事業所長
		商工観光課長
	教育部	教育総務課長
		教育指導課長
		生涯学習課長

計画策定までの経過

1 秦野市食育推進協議会

日 程		内 容
第1回	平成23年 9月15日	秦野市食育計画について 食に関わる現状と課題について
第2回	平成23年 11月18日	仮称：秦野市食育推進計画（素案）について
第3回	平成24年 1月31日	仮称：はだの生涯元気プラン （秦野市食育推進計画）（案）について
第4回	平成24年 3月28日	仮称：はだの生涯元気プラン （秦野市食育推進計画）（案）について

2 はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）（案）のパブリック・コメント実施結果

(1) 意見募集期間

平成24年7月17日（火）～平成24年8月17日（金）

(2) 意見の件数

33件

(3) 意見内容

項 目	件 数
素案全体に関する事項	2件
第1章 プランの策定にあたって	0件
第2章 本市の食をめぐる現状と課題	16件
第3章 プランの基本的な考え方	1件
第4章 基本目標別、施策の方向性と基本施策〈機関別〉	8件
第5章 ライフステージ別の取組み〈個人の取組み〉	3件
第6章 プランの推進体制	3件

秦野市食育推進協議会委員名簿

◎委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属	備考
今井 真利子	市民委員（公募）	
糟谷 松夫	秦野市立小学校長会	副会長
勝間田 里江子	秦野市立幼稚園長会	
加藤 重直	秦野伊勢原歯科医師会	
鎌内 ミチ子	秦野保健福祉事務所	
北村 順子	秦野市農業協同組合女性部	
栗原 千恵子	秦野市食生活改善推進団体	
小泉 順一	秦野商工会議所	
高橋 雅宏	秦野伊勢原食品衛生協会	
竹本 公栄	市民委員（公募）	
広田 順子	秦野市立中学校養護教諭	
堀 義裕	秦野市医師会	
牧嶋 秀雄	秦野市立中学校長会	
宮原 裕子	秦野市立小学校栄養教諭	
山本 妙子	神奈川県立保健福祉大学教授	◎会長

秦野市食育推進庁内会議	
座長	健康子育て課長
副座長	健康づくり課長
	農産課長
	学校教育課長
委員	企画課長
	市民自治振興課長
	広聴相談課長
	高齢介護課長
	保育課長
	清掃事業所長
	商工観光課長
	教育総務課長
	教育指導課長
	生涯学習課長

はだの生涯元気プラン

(秦野市食育推進計画)

平成24年(2012年)11月発行

編集発行 秦野市 こども健康部 健康子育て課

秦野市緑町16番3号

TEL 0463-82-9604 (直通)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>